

国務院新型コロナウイルス肺炎協同防止・抑制機構 『企業・組織における業務再開に係る防疫措置ガイドラインの公布に 関する通達』を公布

2020年2月21日、国務院新型コロナウイルス肺炎協同防止・抑制機構（以下、「本機構」という）は、『企業・組織における業務再開に係る防疫措置ガイドラインの公布に関する通達』（国發明電[2020]4号、以下「防疫措置ガイドライン」という）を公布し、企業の安定的かつ秩序のある業務再開を推進します。

【ポイント】

- ▶ 企業は「防疫措置ガイドライン」の要求を具体化し、防疫措置も十分に講じたうえで、秩序のある業務再開を行う必要があります。

1. 政策の背景

COVID-19肺炎による感染被害は徐々に収束に向かっており、各エリアの企業は業務再開に動き出しています。企業の秩序ある業務再開を推進するために、本機構は「防疫措置ガイドライン」を公布しました。本機構は、国家衛生健康委員会をはじめとする32の国家部門で構成され、政府各部門による協調した防疫業務体制を構築しています。

2. 本規定の主要内容

「防疫措置ガイドライン」は計16条、①従業員の健康観察、②職場の防疫、③従業員の個人による防護、④異常事態への対応という4項目の内容が含まれます。

【図表1】「防疫措置ガイドライン」の主要内容

従業員の健康観察	従業員の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 従業員の渡航歴を正確に把握し、地域の要求に従い分類された健康管理を行い、疫病被害が深刻な地区から来た従業員に対して、在宅もしくは集中隔離の医学観察を実施 ✓ 隔離期間における従業員及び同じ宿舎に入居する従業員に対して、毎日2回の体温測定を実施 ✓ 欠勤従業員の健康状況を遅滞なく把握
	健康報告を実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 疑似症状報告の連絡先を設定し、従業員に発熱や呼吸器系の症状が発症した場合、遅滞なく本組織に事実通りに報告 ✓ 従業員の健康状態を毎日確認し、現地の防疫部門に報告し、また異常事態を発見した場合には遅滞なく報告し、相応の防疫措置を採る
職場の防疫	出入人員の登記管理を強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 担当者を指定して各組織及び宿舎の出入口を厳格に管理 ✓ 指紋による勤怠管理を中止 ✓ 職場もしくは工場に入る度に、入口で体温を測定 ✓ 外部人間の出入りを可能な限り削減

職場の防疫	職場の換気を確保	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 可能な限り<u>通気による換気</u>を実施 ✓ 換気により室温が下がる場合、従業員に<u>適切な防寒措置</u>をとるよう入念 ✓ エアコンを使用する場合、<u>空気供給の安全性を十分に確保し、すべて屋外へ排気</u>させる ✓ エアコンを使用しない場合、<u>室内換気機能を停止</u>
	手洗い等の設備の正常な運用を確保	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 作業場所に<u>手洗い設備</u>を設置し、<u>手洗い場や消毒スプレー</u>を適切に設置 ✓ 手洗い設備がない場合、<u>洗い流す必要のない消毒用品</u>を準備
	職場と生活拠点を清潔にし、消毒を実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 職場、食堂、エレベーター、トイレ、洗面台、通勤用具等の公共エリア及び関連物品は、<u>担当者が定期的に消毒</u> ✓ <u>エレベーターのボタン、ドアノブ</u>等の頻繁に接触する箇所は、適切に<u>消毒回数を増やす</u>
	従業員の密集及び団体活動を削減	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 従業員が通路、エレベーター、階段、喫煙エリアを使用する際に、<u>秩序を持って列に並び、適切な距離を維持し、喫煙時に他人と話をしない</u> ✓ <u>会議の削減</u>、<u>会議時間の短縮</u>、<u>規模の制限</u>、<u>会議室の換気の確保</u>、<u>ビデオもしくは電話会議の開催を推奨</u> ✓ 従業員の宿舎は、原則 <u>1部屋当たり最大6人、1人当たり最少2.5㎡</u> ✓ <u>時差出勤</u>、<u>フレキシブル勤務</u>もしくは<u>在宅勤務</u>を採用
	従業員の集団での食事に係る管理を強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>食堂の営業時間を適切に延長し、時間差での食事</u>を実施 ✓ 場合によっては<u>弁当により、分散して食事</u> ✓ 再利用食器の洗浄と<u>消毒を強化</u>し、消毒できない場合は<u>使い捨て食器を使用</u> ✓ 従業員は食事中に<u>向かい合った着席及び他人と会話を回避</u>
	医療サービスを十分に提供	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療室を設置した組織は、<u>必要な薬品及び防疫物資</u>を調達し、防疫部門と協力して隔離観察及び追跡管理を標準化 ✓ 医療室を設置していない組織は、<u>近隣の医療機関と連絡を取り</u>、従業員が治療もしくは医療サービスを遅滞なく受診できるよう準備 ✓ 従業員の<u>精神衛生をケア</u>し、心理的ストレスを遅滞なく解消
	ごみの収集・処理を標準化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公共エリアで<u>マスク専用回収箱</u>を設置 ✓ ごみ箱の掃除を強化し、定期的に<u>消毒処理</u>を実施 ✓ ごみの<u>分別管理</u>を強化し、遅滞なく回収
従業員の個人による防護	防疫に係る広報や教育を強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>業務再開後の防疫知識の普及・広報を強化</u>し、従業員に防疫知識を十分理解させ、防疫の要点を把握、防護意識を強化、防疫業務への協力をサポートさせる
	個人防護の要求を具体化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>不要な外出を減らし</u>、人員が密集する、特に換気性の悪い場所への移動を回避。人員が密集する場所では、『<u>人員の新型コロナウイルス感染を予防するマスクの選択及び使用技術ガイドライン</u>』の要求に従い、<u>正しくマスク等の防護用品を着用</u> ✓ こまめに手を洗う習慣をつけ、くしゃみや咳をする場合、ティッシュ、ハンカチ、袖等の遮断物を使用し、合理的な食事、適切

		な運動、規律的な勤務・休憩等の <u>健康なライフスタイルを提唱</u>
異常事態への対応	各組織の防疫責任を明確化	✓各組織の主要責任者は、防疫の第一責任者とし、 <u>組織の防疫組織体系を構築</u> 、防疫応急措置及び処理フローを明確化、 <u>組織と個人における防疫に係る責任を具体化</u>
	隔離観察エリアを設置	✓従業員に疑似症状が発症した場合、遅滞なく <u>当該エリアで一時隔離</u> を行い、 <u>現地の防疫部門に報告</u> し、関連規定の要求に従って従業員が <u>近隣の医療施設で受診</u>
	関連エリアの閉鎖及び消毒を実施	✓疑似症状のある従業員を発見した場合、 <u>直ちにその職場及び住居を隔離</u> し、医学観察の状況に応じて、オフィス、作業場等の <u>職場及び宿舍</u> 等の生活周辺場所をさらに閉鎖し、無関係な人員の出入りを厳重に禁止 ✓専門家の指導の下、その <u>活動場所及び使用物</u> を消毒 ✓関連部門と協力して <u>濃厚接触者の防疫措置</u> を実施
	感染者発見後の対応処置を適切に実施	✓感染者が発生した組織は、感染者の疫学調査、濃厚接触者の追跡管理、感染スポットの消毒等の業務を強化 ✓感染者が発生した組織は、 <u>感染の状況に応じて、一時的に職場を閉鎖</u> し、感染が収まった後に生産活動を再開

3. 企業への影響

COVID-19肺炎の発生により、企業の生産経営に様々な影響を与えています。多くの企業は、業務再開を期待する一方で、業務再開への防疫準備に懸念や不安を有しています。「防疫措置ガイドライン」では、健康観察、防疫・防護及び異常事態への対応等に関する要求を明確化し、実施方法を提示しました。各企業の皆様におかれましては、「防疫措置ガイドライン」を参照し、地場政府の実施細則の要求に従って、業務再開に向けて十分ご準備ください。

引続き、関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>国务院应对新型冠状病毒感染肺炎疫情联防联控机制 国发明电[2020]4号 关于印发企事业单位复工复产疫情防控措施指南的通知</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：</p> <p>《企事业单位复工复产疫情防控措施指南》已经中央应对新型冠状病毒感染肺炎疫情工作领导小组同意，现印发给你们，请结合实际抓好贯彻落实。</p> <p>国务院应对新型冠状病毒感染肺炎疫情联防联控机制 2020年2月21日</p> <p>企事业单位复工复产疫情防控措施指南</p> <p>为指导落实好新冠肺炎疫情防控工作要求，推动企事业单位稳步有序复工复产，特制定本指南。</p> <p>一、加强员工健康监测</p> <p>（一）做好员工健康管理。各单位要切实掌握员工流动情况，按照当地要求分区分类进行健康管理，对来自疫情严重地区的人员实行居家或集中隔离医学观察。对处在隔离期间和入住集体宿舍的员工，应每日进行2次体温检测。及时掌握缺勤人员健康状况。</p> <p>（二）实行健康状况报告。各单位要设立可疑症状报告电话，员工出现发热、呼吸道症状时，要及时向本单位如实报告。要每天汇总员工健康状况，向当地疾控部门报告，发现异常情况及时报告并采取相应的防控措施。</p>	<p>國務院新型冠狀病毒肺炎協同防止・抑制機構 国發明電[2020]4号 企業・組織における業務再開に係る防疫措置ガイドラインの公布に関する通達</p> <p>各省・自治区、直轄市人民政府、國務院各部・委員会、各直屬機構：</p> <p>『企業・組織における業務再開に係る防疫措置ガイドラインの公布に関する通達』は、中央新型冠狀病毒肺炎協同防止・抑制機構の同意を得たため、ここに公布します。実態に応じて具体化の十分な検討をお願いします。</p> <p>國務院新型冠狀病毒肺炎協同防止・抑制機構 2020年2月21日</p> <p>企業・組織における業務再開に係る防疫措置ガイドラインの公布に関する通達</p> <p>新型冠狀病毒肺炎防止に係る各業務の要求を具体化し、企業・組織で安定的で秩序のある業務再開を推進するために、本ガイドラインを制定した。</p> <p>一、従業員の健康観察を強化</p> <p>（一）従業員の健康管理を確実に実施する。各組織は、従業員の渡航歴を正確に把握し、地域の要求に従い分類された健康管理を行い、疫病被害が深刻な地区から来た従業員に対して、在宅もしくは集中隔离の医学観察を行わなければならない。隔離期間における従業員及び宿舎に入居する従業員に対して、毎日2回の体温測定を行わなければならない。欠勤従業員の健康状況は遅滞なく把握する。</p> <p>（二）健康報告を実施する。各組織は、疑似症状報告の連絡先を設定し、従業員は発熱や呼吸器系の症状が発症した場合、遅滞なく各組織に事実通りに報告しなければならない。従業員の健康状態を毎日確認し、現地の防疫部門に報告し、また異常事態を発見した場合には遅滞なく報告し、相応の防疫措置を採らなければならない。</p>

二、做好工作场所防控

(三) 加强进出人员登记管理。各单位要指派专人对进出单位和宿舍的所有通道进行严格管理。使用指纹考勤机的单位应暂时停用, 改用其他方式对进出人员进行登记。员工每次进入单位或厂区时, 应在入口处检测体温, 体温正常方可进入。要尽量减少非本单位人员进入, 确因工作需要的, 应检测体温, 并询问来源地、工作单位、接触疫情发生地区人员等情况, 符合要求方可进入。

(四) 保持工作场所通风换气。各单位在条件允许情况下首选自然通风, 如室温因通风有所降低, 应提醒工作人员适当加衣保暖。如使用空调, 应当确保供风安全充足, 所有排风直接排到室外, 不使用空调时应当关闭回风通道。

(五) 保障洗手等设施正常运行。工作场所应设置洗手设备, 洗手、喷淋设施应保持正常运行。如无洗手设备, 应配备免洗消毒用品。

(六) 做好工作和生活场所清洁消毒。工作场所、食堂、电梯、卫生间、洗手池、通勤工具等公共区域及相关物品, 应由专人负责定期消毒。电梯按钮、门把手等频繁接触部位应适当增加消毒次数。

(七) 减少员工聚集和集体活动。引导员工在使用通道、电梯、楼梯、吸烟区时有序排队, 保持适当间距, 吸烟时不与他人交谈。减少召开会议, 需要开的会议要缩短时间、控制规模, 保持会议室空气流通, 提倡召开视频或电话会议。员工集体宿舍原则上每间不超过6人, 人均不少于2.5平方米。根据实际情况可采取错时上下班、弹性工作制或居家办公方式。

二、職場の防疫

(三) 出入人員の登記管理を強化する。各組織は、担当者を指定して各組織及び宿舍の出入口を厳格に管理する。指紋による勤怠管理を行う組織は、その使用を中止し、その他方式を使用して入退者の登記を行う。従業員が職場もしくは工場に入る度に、入口で体温を測定し、体温が正常な場合にのみ入ることができる。当該組織以外の者の出入りを可能な限り減らし、業務上の必要な場合には、体温を測定し、経由地・所属組織・疫病発生地人員との接触等の状況を確認したうえで、要件を満たす場合にのみ入ることができる。

(四) 職場の換気を確保する。各組織は、可能な限り通気での換気を選択し、もし通気での換気により室温が下がる場合には、従業員に適切な防寒措置をとるよう入念しなければならない。エアコンを使用する場合、空気供給の安全性を十分に確保し、すべて屋外へ排気させ、エアコンを使用しない場合、室内換気機能を停止しなければならない。

(五) 手洗い等の設備の正常な運用を確保する。作業場所に手洗い設備を設置し、手洗い場や消毒スプレーを適切に設置しなければならない。手洗い設備がない場合、洗い流す必要のない消毒用品を備えなければならない。

(六) 職場と生活拠点を清潔にし、消毒を確り実施する。職場、食堂、エレベーター、トイレ、洗面台、通勤用具等の公共エリア及び関連物品は、担当者により定期的に消毒しなければならない。エレベーターのボタン、ドアノブ等の頻繁に接触する部位は、適切に消毒回数を増やさなければならない。

(七) 従業員の密集及び団体活動を減少させる。従業員が通路、エレベーター、階段、喫煙エリアを使用する際に、秩序を持って列に並び、適切な距離を維持し、喫煙時に他人と話をしないようさせる。会議の削減、会議時間の短縮、規模の制限、会議室の換気の確保、ビデオもしくは電話会議の開催を推奨する。従業員の宿舍は、原則1部屋あたり最大6人、1人当たり最少2.5㎡とする。実態に応じ、時差出勤、フレキシブル勤務もしくは在宅勤務を採り

(八) 加强员工集体用餐管理。适当延长食堂供餐时间, 实行错峰就餐, 有条件时使用餐盒、分散用餐。要加强循环使用餐具清洁消毒, 不具备消毒条件的要使用一次性餐具。员工用餐时应避免面对面就坐, 不与他人交谈。

(九) 做好医务服务。设立医务室的单位要调配必要的药物和防护物资, 配合疾控部门规范开展隔离观察与追踪管理。未设立医务室的单位应当就近与医疗机构建立联系, 确保员工及时得到救治或医疗服务。关心关爱员工心理健康, 及时疏解心理压力。

(十) 规范垃圾收集处理。在公共区域设置口罩专用回收箱, 加强垃圾箱清洁, 定期进行消毒处理。加强垃圾分类管理, 及时收集并清运。

三、指导员工个人防护

(十一) 强化防控宣传教育。采用多种形式加强复工复产后疫情防治知识科普宣传, 使员工充分了解防治知识、掌握防护要点、增强防护意识、支持配合防控工作。

(十二) 落实个人防护要求。员工要减少不必要外出, 避免去人群聚集尤其是空气流动性差的场所。在人员密集场所应按照《不同人群预防新型冠状病毒感染口罩选择和使用技术指引》要求, 正确佩戴口罩等防护用品。养成勤洗手习惯, 打喷嚏或咳嗽时要用纸巾、手绢、衣袖等遮挡, 倡导合理膳食、适量运动、规律作息等健康生活方式。

入れることができる。

(八) 従業員の集団での食事の管理を強化する。食堂の営業時間を適切に延長し、時間差での食事を行い、場合によっては弁当により、分散して食事する。再利用食器の洗浄と消毒を強化し、消毒できない場合は使い捨て食器を使用しなければならない。従業員は食事中に向かい合っの着席を回避し、他人と会話をしないようにする。

(九) 医療サービスを十分に提供する。医療室を設置した組織は、必要な薬品及び防疫物資を調達し、防疫部門と協力して隔離観察及び追跡管理を標準化しなければならない。医療室を設置していない組織は、近隣の医療機関と連絡を取り、従業員が治療もしくは医療サービスを遅滞なく受診できるようにしなければならない。従業員の精神衛生をケアし、心理的ストレスを遅滞なく解消する。

(十) ごみの収集処理を標準化する。公共エリアでマスク専用回収箱を設置し、ごみ箱の掃除を強化し、定期的に消毒処理を行う。ごみの分別管理を強化し、遅滞なく回収する。

三、従業員の個人による防護を指導

(十一) 防疫に係る広報や教育を強化する。複数の方法により、業務再開後の防疫知識の普及・広報を強化し、従業員に防疫知識を十分理解させ、防疫の要点を把握させ、防護意識を強化させ、防疫業務への協力をサポートさせる。

(十二) 個人防護の要求を具体化する。従業員は不要な外出を減らし、人員が密集する、特に換気性の悪い場所への移動を回避しなければならない。人員が密集する場所において、『人員の新型コロナウイルス感染を予防するマスクの選択及び使用技術ガイドライン』の要求に従い、正しくマスク等の防護用品を付けなければならない。こまめに手を洗う習慣をつけ、くしゃみや咳をする場合、ティッシュ、ハンカチ、袖等の遮断物を使用し、合理的な食事、適切な運動、規律的な勤務・休憩等の健康なライフスタイルを提唱する。

<p>四、做好异常情况处置</p> <p>(十三) 明确单位防控责任。各单位主要负责人是疫情防控第一责任人,要建立单位内部疫情防控组织体系,明确疫情防控应急措施和处置流程,把防控责任落实到部门和个人。</p> <p>(十四) 设立隔离观察区域。当员工出现可疑症状时,及时到该区域进行暂时隔离,并报告当地疾控部门,按照相关规范要求安排员工就近就医。</p> <p>(十五) 封闭相关区域并进行消毒。发现可疑症状员工后,立即隔离其工作岗位和宿舍,并根据医学观察情况进一步封闭其所在的办公室、车间等办公单元以及员工宿舍楼等生活场所,严禁无关人员进入,同时在专业人员指导下对其活动场所及使用物品进行消毒。配合有关方面做好密切接触者防控措施。</p> <p>(十六) 做好发现病例后的应对处置。已发现病例的单位,要实施内防扩散、外防输出的防控策略,加强病例流行病学调查、密切接触者追踪管理、疫点消毒等工作。疫情播散的单位,要实施内防蔓延、外防输出的防控策略,根据疫情严重程度,暂时关闭工作场所,待疫情得到控制后再恢复生产。</p>	<p>四、異常状況を適切に処理</p> <p>(十三) 各組織の防疫責任を明確化する。各組織の主要責任者は、防疫の第一責任者とし、組織の防疫組織体系を構築し、防疫応急措置及び処理フローを明確化し、組織と個人における防疫に係る責任を具体化する。</p> <p>(十四) 隔離観察エリアを設置する。従業員に疑似症状が発症した場合、遅滞なく当該エリアで一時隔離を行い、現地の防疫部門に報告し、関連規定の要求に従って従業員が近隣の医療施設で受診させる。</p> <p>(十五) 関連エリアの閉鎖及び消毒を行う。疑似症状のある従業員を発見した場合、直ちにその職場及び住居を隔離し、医学観察の状況に応じて、オフィス、作業場等の職場及び宿舍等の生活周辺場所をさらに閉鎖し、無関係な人員の出入りを厳重に禁止し、専門家の指導の下、その活動場所及び使用物を消毒する。関連部門と協力して濃厚接触者の防疫措置を講じる。</p> <p>(十六) 感染者発見後の対応処置を適切に実施する。感染者が発生した組織は、内部の拡大を防止し、外部への拡散防止策を実施し、感染者の疫学調査、濃厚接触者の追跡管理、感染スポットの消毒等の業務を強化しなければならない。感染者が発生した組織は、内部の蔓延を防止し、外部への拡散防止策を実施し、感染の状況に応じて、一時的に職場を閉鎖し、感染が収まった後に生産活動を再開する。</p>
--	--

【日本語参考訳：MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行（含む本店、支店）及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したものになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行（含む本店、支店）及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行（含む本店、支店）又は関連会社は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー部 中国ビジネスソリューション室

(商 号) MUFG バンク（中国）有限公司

(住 所) 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大廈 22 楼

(登録番号) 中国銀行業監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001